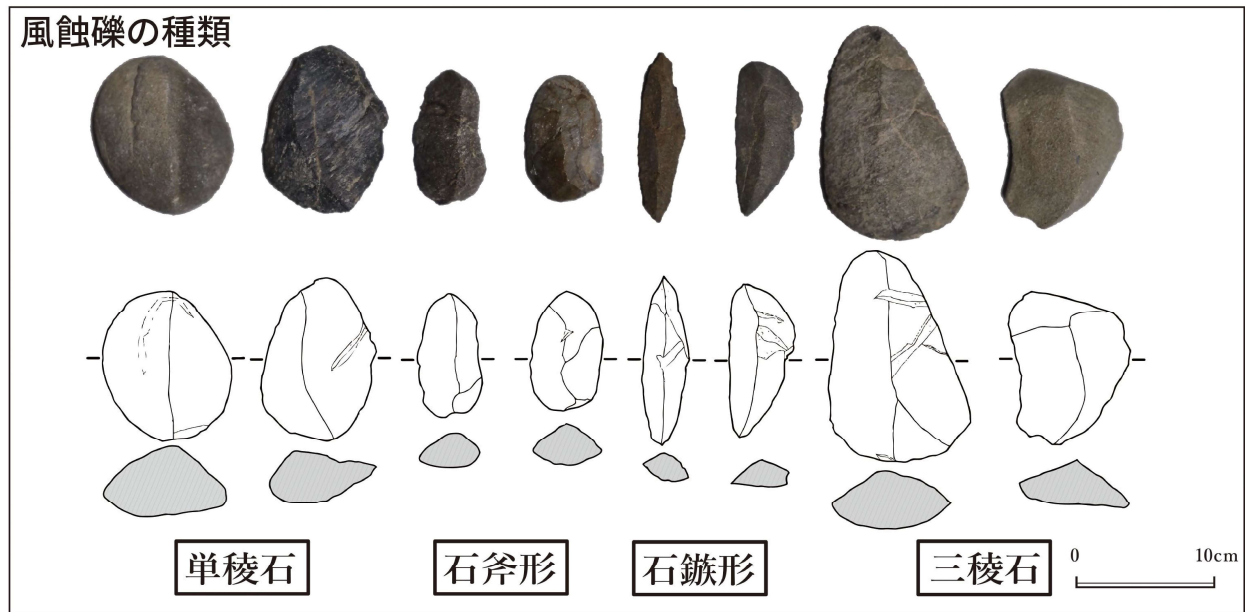


白羽の風蝕礫産地



よみ しろわのふうしょくれきさんち

指定 国指定天然記念物

所在地 御前崎市白羽

所有者 御前崎市・個人他

指定日 昭和18年8月24日

解説

白羽の風蝕礫産地は、国内最大規模の風蝕礫の産地で、数が莫大で形が典型的であることから、学術的価値が高く、国の天然記念物に指定されています。

風蝕というのは、強い風に吹き飛ばされる砂粒によって、堅い岩石や礫の表面が削られる現象で、よほど強風であるか、砂が吹き飛ばされやすいようによく乾燥しているかでないと、見ることができない現象です。したがって砂漠のような乾燥地帯には多く見られる現象ですが、わが国のような湿潤地帯では極めて珍しく、風当たりの強い伊豆大島、三原山の旧火口部にあった砂原と、硫黄列島の中硫黄島に発見されたに過ぎませんでした。

ところが、昭和17年に御前崎海岸を調べていた、当時地元の小学校の教員であった栗林澤一氏によって、ここに大量の風蝕された礫のあることが発見され学会に報告されました。

白羽の風蝕礫産地がある台地は、かつて海岸にあった平坦な地形が数万年かけて隆起したもの（隆起海食台）で、南側の海岸砂丘からの砂によって、硬い円礫が削られて風蝕礫がつくられています。

風蝕礫は鋭い稜角と平坦面が特徴的で、その形によって分類されています。稜角と平坦面が1つの場合は単稜石（一稜石）、稜角と平坦面が2つあるもの石斧形や石鍬形（二稜石）、稜角と平坦面が3つあって三角錘状のものは三稜石と呼ばれます。特に三稜石は、風蝕礫の典型的な形状を示しており貴重です。

天然記念物の指定地にある風蝕礫の採取や持ち去り、指定地の現状を変更するような行為は文化庁長官の許可が必要です。

